

## 支援費制度の動き

平成14年9月12日の支援費制度担当課長会議以降の厚労省の動きとして、障害程度区分判定基準の見直しと、「みなし規定」に関する通知について、ご報告いたします。なお、平成14年11月18日付事務連絡「身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱いについて」も通知されておりますが、後日、正式に通知されることになっておりますので、その折に紹介いたします。

また、支援費基準額等についても、12月24日現在の単価案をご報告します。

### 1. 障害程度区分判定基準の見直し

平成14年10月から既に、市町村によっては障害程度区分判定に係る聴き取り調査が始められているが、厚労省は以下の事務連絡を示し、判定基準の見直しを行うこととした。

見直しの主な内容としては、

具体的な対象例について内部障害等を必要に応じ追加するとともに、具体的な対象例の記述は例示であることを明示。

整容や入浴等に関連する項目について、一連の整容や入浴等の行為全てに支援を必要とする場合に限っている趣旨ではないことを明示するため、「一連の」を削除。

知的障害等のために一定の行為が「習得されておらず」支援が必要との記述について、習得していても他の理由により支援が必要となる者もいるため、「習得されていない等のため」に修正。

「全介助」「全面的な支援」との記述について、当該状態に準ずる状態も含むことを明示するため、「ほぼ全介助」「ほぼ全面的な支援」に修正。

「常に」支援が必要との記述について、当該状態に準ずる状態も含むことを明示するため、「ほぼ毎回」又は「日常的に」支援が必要に修正。となっている。

また、チェック項目の聴き取りの際の留意点として、次が示されている。重要な内容であるので、十分理解していただきたい。

聴き取りは、申請者本人からの聴き取りが原則である。ただし、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者（家族のほか、施設に入所している者については施設職員を含む。）からも聴き取りを行うことが必要な場合がある。

基本的には、チェック項目の聴き取りによって把握される聴き取りの当日の状態と申請者等から聴き取った日頃の状態を総合的に勘案して判断するこ

ととする。

聴き取り時の場面が日頃の環境と異なったり、申請者が緊張したために、申請者の聴き取りの当日の状態と日頃の状態とが異なっていると考えられる場合は、日頃の状態に基づいて判断する。

聴き取りに当たっては、申請者の障害により日常生活を営むのに支障をきたしている状態等への理解に十分努めるとともに、申請者等のプライバシー保護や、申請者等に不愉快な思いを抱かせないよう配慮することが重要である。

障害が重いためチェック項目に該当する支援が行われないと判断される場合でも、当該支援を行うことを想定した場合の支援の必要性に応じて判断する。また、施設内の慣れた環境ではできることであっても、不慣れた環境では支援が必要であると想定される場合は、その想定に基づいて判断する。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課支援費制度施行準備室

### 障害程度区分等の決定について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及びこれらの関係法令によって規定されているところでありますが、障害程度区分等の決定について、下記に留意の上、都道府県におかれましては管内市町村等に周知するとともに、支給決定に向けた市町村に対する助言をお願いします。

記

- 1 障害程度区分の判断基準について  
障害程度区分の判断基準等の見直し  
「支援費支給決定について」(平成14年9月6日付

事務連絡)において、障害程度区分に係る選択肢の判断基準及び居宅支援に係る障害の程度による単価の区分の判断基準を示していたところであるが、今般、その一部について別添1のとおり見直しを行ったため、第3四半期からの支給決定に当たってはこれによらねたい。

なお、既に行われた聴き取り調査に基づく障害程度区分の決定は、今般の見直しを踏まえたものとする必要があるが、選択肢の判断基準は、技術的な助言として、各市町村等の判断に資するようお示ししているものであるため、具体的な取扱いは、各市町村等において判断して差し支えない。

障害程度区分と身体障害者手帳等との関係について

障害程度区分と身体障害者手帳及び療育手帳との関係については、従来から、身体障害者手帳や療育手帳の等級・区分は主に機能障害に係るものであるが、勘案事項の障害の種類及び程度や障害程度区分は、機能障害のみに着目したのではなく、日常生活を営むのに支障をきたしている状況等も加味するものであり、両者は同じものではない旨を示しているところである。

したがって、身体障害者手帳の等級が1級や2級であることや療育手帳のA判定であることをもって障害程度区分Aと判定されるものではない点に十分留意が必要である。

なお、障害程度区分の決定において想定される各施設支援ごとの障害程度区分(A、B、C)の該当者の割合を参考までにお示しすると、全体としてみれば、別添2のとおりである。

## 2 障害の状況が同様な障害者の障害程度区分について

障害程度区分の決定については、従来から、障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なるようなことがないよう、研修、市町村からの疑義照会への対応等を通じて市町村に対する指導を行うことが期待される旨を示しているところである。選択肢の判断基準は技術的な助言として、各市町村等の判断に資するようお示ししていたものであるが、疑義照会が多いなど一定の考え方を示すべきであると考えられるものについてはQ&Aの作成も検討しているところであるため、これも参考にしながら、引き続き、障害の状況が同様であるところであるため、これも参考にしながら、引き続

き、障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なることがないよう指導等に取り組まねたい。

## 2 「みなし規定」の取扱いについて

膨大な市町村の障害程度判定事務を考慮し、施設利用者については、1年間を上限とした「みなし」期間が設けられており、療護施設の場合、「みなし」期間中は、障害程度区分Bの支援費が支給されることになっている。

しかしながら、療護施設利用者は区分Aに該当する者が多いことから、本協議会としても「みなし規定」を適用しないよう、協議員を通じて都道府県に働きかけをしてきた。

ところが平成14年11月27日付通知「旧措置入所者の支給決定の取扱いについて」では、あたかも全てにおいて「みなし規定」を適用するような表現が記載されているが、これは重度身体障害者更生援護施設、重度身体障害者授産施設の激変緩和措置として発出されたものであり(平成14年11月14日開催の審議会を確認済み)、これまで通り、療護施設利用者については支給申請をするよう、施設としても働きかけをしていくことが必要と思われる。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

### 旧措置入所者の支給決定の取扱いについて

標記については、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)及びこれらの関係法令によって規定されているところであるが、旧措置入所者の支給決定の取扱いについて、下記に留意の上、管内市町村等に周知し、円滑な支給決定が行われるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

指定施設とみなされた既存措置委託施設の旧措置入

所者については、法施行後1年間は支給決定を受けたものとみなされ、施設訓練等支援費を支給することができる経過措置が設けられている（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第12条及び第18条）。

この旧措置入所者に係る経過措置については、既存の施設が支援費制度へ円滑に対応できるようにするための移行期間を設けること等を趣旨とするものである。しかしながら、一部の地域において、全ての旧措置入所者について、平成14年度中に支給決定を行うことを予定しているところが見られる。

支援費制度への移行に伴い、例えば、重度施設については、利用者の障害程度等により、従前に比べ運営費が減少する場合も想定される。こうした事情を斟酌の上、都道府県におかれては、当該経過措置の運用に当たり、上記の趣旨を踏まえ、施設の運営に配慮して支給決定時期を設定するなど、支援費制度への円滑な移行について十分留意するよう管内市町村に助言・指導されたい。

### 3. 平成15年度身体障害者療護施設支援費基本案

#### 共通事項

重度・重複障害者の加算制度の創設 障害程度区分Aで3種重複障害の者に加算。対象者1人につき31,900円  
退所時加算の増額 44,000円（@22,000円×2）

身体障害者施設支援

		平成15年度単価案	
身体障害者療護施設	小規模	A	507,100
		B	464,300
		C	421,100
	標準1	A	411,900
		B	386,300
		C	360,000
	標準2	A	403,500
		B	378,200
		C	348,000
	大規模	A	371,000
		B	345,100
		C	319,100
身体障害者療護施設通所型	～定員4人	A	166,900
		B	161,900
		C	156,900
	～定員10人	A	283,400
		B	281,400
		C	279,300
	～定員20人	A	205,500
		B	204,500
		C	203,500

平成15年度単価の定員区分  
小規模（30人以上40人以下；通所は20人、標準1（41人以上60人以下；通所は21人以上40人以下）、標準2（61人以上90人以下；通所は41人以上60人以下）、大規模（91人以上；通所は61人以上）

### 第2回重度障害者在宅サービス推進研究会議開催

支援費制度施行を控え、療護施設における在宅サービスの取り組みが活発化しています。増収対策としても、在宅サービスの有用性は注目されております。

しかしながら、個々の取り組みにおいては、様々な課題が山積されている状態であり、「選ばれるサービス」「選ばれる事業所」という意識の構築と、サービス利用者のCS（Customer Satisfaction・利用者満足）の視点の確立がより一層求められてきていると言えます。

以上の点をふまえ、本協議会では昨年度、「第1回重度障害者在宅サービス推進研究会議」を開催いたしました。本年度も「支援費制度に関する情報提供」「事業所間の情報交換」「ケアマネの意義説明」「デイ計画書の伝達」等を趣旨とし、「第2回重度障害者在宅サービス推進研究会議」を開催いたします。日程は平成15年2月21日～22日、会場は目下調整中でございます。詳細が決定次第、開催要綱を会員施設にお送りいたします。多くの参加を期待しています。

### 第5回全国療護施設経営セミナー開催

支援費制度施行まで、残すところあとわずかとなりました。本協議会では制度設計に向けた要望活動を展開するとともに、各施設においては支援費制度に対応した運営・経営改革の取り組みが大詰めを迎えていることと思います。

支援費制度ではこれまでの措置制度と比べ、新たに「利用者と事業者との契約」が生じることにより、我々施設側は「選ばれる」立場になる。このことが最大の変化と言えます。

従って、「選ばれる」ための努力を惜しまないことが何よりも重要であり、「CS（利用者満足）」を追求するという視点をしっかりと意識する必要があります。

以上の点をふまえ、本協議会では今年度も「第15回全国療護施設経営セミナー」を開催いたします。日程は平成15年3月12日～13日、会場は全社協・灘尾ホール（東京都・千代田区）です。詳細が決定次第、開催要綱を会員施設にお送りいたします。